



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市立墓園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	健康局斎園管理課	1
規則	神戸市立墓園条例施行規則の一部を改正する規則	健康局斎園管理課	2
規則	神戸市立中学校に係る地域クラブ活動の推進に関する条例施行規則	教育委員会事務局児童生徒課	9
規則	神戸市立地域交流センター条例の施行期日を定める規則	地域協働局地域活性課	10
規則	神戸市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	建築住宅局建築指導部 建築安全課	11
規則	神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則の一部を改正する規則	建築住宅局建築指導部 建築安全課	14
告示	認定特定非営利活動法人の有効期間の更新	地域協働局地域活性課	21
告示	地縁による団体の認可(杉尾台自治会)	地域協働局地域活性課	22
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(出合自治会)	地域協働局地域活性課	23
告示	令和8年第1回定例市会で議決された令和7年度神戸市各会計補正予算	行財政局財務課	24
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道 舞子停車場線)	建設局道路管理課	58
公告	土地区画整理法に基づく書類の送付に代わる書類の内容の掲示場所	都市局地域整備推進課	59
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	60
公告	事業計画の変更(神戸国際港都建設事業新長田駅北地区震災復興土地区画整理事業)	都市局用地活用推進課	61
公告	事業計画の変更(神戸国際港都建設事業六甲道駅北地区震災復興土地区画整理事業)	都市局用地活用推進課	62
公告	開発行為に関する工事の完了(灘区大土平町1丁目ほか)	都市局都市計画課	63
選挙管理委員会	法定連署数の告示	選挙管理委員会事務局	64

神戸市立墓園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年2月25日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第34号

神戸市立墓園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

神戸市立墓園条例の一部を改正する条例（令和7年12月条例第20号）の施行期日は、令和8年3月1日とする。

神戸市立墓園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月25日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第35号

神戸市立墓園条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立墓園条例施行規則（昭和41年3月規則第114号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(墓域)</p> <p>第2条 墓園は、次に掲げる区域(以下「墓域」という。)に区分する。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 樹林葬墓地 条例第3条第5号</u> <u>に規定する樹林葬墓地(以下「樹林葬墓地」という。)が設置された区域をいう。</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 条例第4条第1項の使用許可</p>	<p>(墓域)</p> <p>第2条 墓園は、次に掲げる区域(以下「墓域」という。)に区分する。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 条例第4条第1項の使用許可</p>

(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を添えて、右欄に掲げる申請書により市長に申請しなければならない。

[略]	[略]	[略]
6 期限付 墓地	[略]	[略]
7 樹林葬 墓地	火葬許可証 又は改葬許可証、戸籍謄本、住民票の写し、印鑑登録証明書その他市長が必要と認める書類	様式第3号の3による墓園施設使用許可申請書
8 附属施設	[略]	[略]

(使用の制限)

第5条 条例第5条第1項及び第2項の条件並びに同条第4項の措置は、別に定めるものを除くほか、次の各号に掲げる墓域の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)～(6) [略]

(7) 樹林葬墓域 市長が別に定める

(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を添えて、右欄に掲げる申請書により市長に申請しなければならない。

[略]	[略]	[略]
6 期限付 墓地	[略]	[略]
7 附属施設	[略]	[略]

(使用の制限)

第5条 条例第5条第1項及び第2項の条件並びに同条第4項の措置は、別に定めるものを除くほか、次の各号に掲げる墓域の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)～(6) [略]

ところによること。

(8) [略]

2、3 [略]

4 前項の規定にかかわらず、区画型合葬式墓域、合葬式墓域及び樹林葬墓域においては、使用者は、墓碑の設置を行うことができないものとする。

(工作物等の管理)

第7条 墓園施設（区画型合葬式墳墓、合葬式墓地及び樹林葬墓地を除く。以下この項及び次項において同じ。）の使用者は、当該墓園施設の工作物、植樹等の転倒のおそれその他他人に危険又は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、直ちに修理その他の必要な措置をしなければならない。

2 [略]

(使用料の還付)

第9条 [略]

(1) [略]

(2) 使用者が、墓石が備え付けられている墓地の区画への焼骨の埋蔵、墓石が備え付けられていない墓地の区画における碑石その他工作物の建設、区画型合葬式墳墓若しくは樹林葬墓地への焼骨の埋蔵又は合

(7) [略]

2、3 [略]

4 前項の規定にかかわらず、区画型合葬式墓域及び合葬式墓域においては、使用者は、墓碑の設置を行うことができないものとする。

(工作物等の管理)

第7条 墓園施設（区画型合葬式墳墓及び合葬式墓地を除く。以下この項及び次項において同じ。）の使用者は、当該墓園施設の工作物、植樹等の転倒のおそれその他他人に危険又は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、直ちに修理その他の必要な措置をしなければならない。

2 [略]

(使用料の還付)

第9条 [略]

(1) [略]

(2) 使用者が、墓石が備え付けられている墓地の区画への焼骨の埋蔵、墓石が備え付けられていない墓地の区画における碑石その他工作物の建設、区画型合葬式墳墓への焼骨の埋蔵又は合葬式墓地への焼骨の

葬式墓地への焼骨の埋蔵若しくは収蔵をしていない場合であって、次に掲げる施設の区分に応じそれぞれ次に定める期間以内に市長に申し出て使用許可の取消しを受けたとき 既納の当初使用料に10分の5を乗じて得た額

ア、イ [略]

ウ 区画型合葬式墳墓、合葬式墓地及び樹林葬墓地 許可を受けた日から1年

(3) [略]

別表第2（第8条関係）

(1) 墓園使用料

ア 当初使用料

墓園 の 名 称	種別	面積	金額
[略]	[略]	[略]	[略]
鴨越 墓園	[略]	[略]	[略]
樹林 葬 墓 地	—	—	1体につき 150,000円

イ [略]

(2) [略]

埋蔵若しくは収蔵をしていない場合であって、次に掲げる施設の区分に応じそれぞれ次に定める期間以内に市長に申し出て使用許可の取消しを受けたとき 既納の当初使用料に10分の5を乗じて得た額

ア、イ [略]

ウ 区画型合葬式墳墓及び合葬式墓地 許可を受けた日から1年

(3) [略]

別表第2（第8条関係）

(1) 墓園使用料

ア 当初使用料

墓園 の 名 称	種別	面積	金額
[略]	[略]	[略]	[略]
鴨越 墓園	[略]	[略]	[略]

イ [略]

(2) [略]

様式第3号の2の次に次の1様式を加える。

様式第3号の3（第4条関係）

様式第3号の3 (第4条関係)

墓園施設使用許可申請書(樹林葬墓地用)

神戸市長宛

神戸市立墓園条例(昭和41年3月条例第45号)第4条の規定により、墓園施設(樹林葬墓地)を使用したいので、申請します。

(申請者)

年 月 日

〒 - 本 籍

住 所

フリガナ 姓 名

氏 名 姓 名

生年月日 年 月 日

電 話

携帯電話

印

申請区分	<input type="checkbox"/> 埋蔵する焼骨を所持している <input type="checkbox"/> 生前予約	墓 域	樹 林 葬 墓 地
被埋蔵者氏名	姓 名	申請者との続柄	
		生年月日	年 月 日
添付書類	・住民票の写し(本籍地記載があるもの(マイナンバー記載は省略)) ・印鑑登録証明書 ・火葬許可証または改葬許可証 ・戸籍謄本 ・誓約書 ・その他()		
申請理由			

備考 この様式における「被埋蔵者」には、神戸市墓園条例第4条第2項第5号ウに規定する埋蔵される予定のものを含む。

様式第8号を次のとおり改める。

様式第8号（第11条関係）

埋 蔵 ・ 収 蔵 届 書

神戸市長 宛

次のとおり遺骨の埋蔵又は収蔵をしたいので、神戸市立墓園条例(昭和41年3月条例第45号)第8条の規定により、使用許可書を提示して届け出ます。

令和 年 月 日

使用者
(届出者) 本 籍
 〒.....
 住 所
 ふりがな
 氏 名
 電話 (.....) 携帯

死亡者氏名 (生年月日)	本 籍 及 び 住 所	使用者との 続柄	死 亡 年月日	埋蔵・収蔵 年月日
ふりがな (..... 生)	本籍 ----- 住所		· · ·	· · ·
使用許可を受けた者	住所	氏名		
使用 区分	<input type="checkbox"/> 埋蔵する場所			
	<input type="checkbox"/> 収蔵する場所			
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 火葬許可証	<input type="checkbox"/> 火葬証明書	<input type="checkbox"/> 改葬許可証	
届出者が使用者と異なるときは、その理由				

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。

神戸市立中学校に係る地域クラブ活動の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年2月27日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第36号

神戸市立中学校に係る地域クラブ活動の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市立中学校に係る地域クラブ活動の推進に関する条例(令和8年2月条例第26号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(基金の管理)

第2条 コベカツ支援基金(以下「基金」という。)は、教育委員会事務局長が管理する。

2 教育委員会事務局長は、次に掲げる帳簿を備え、基金の経理状況を明らかにするものとする。

(1) 基金明細簿

(2) 基金運用台帳

(施行細目の委任)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会事務局長が行財政局長と協議して定める。

附 則

この規則は、神戸市立中学校に係る地域クラブ活動の推進に関する条例の施行の日から施行する。

神戸市立地域交流センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年3月10日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第38号

神戸市立地域交流センター条例の施行期日を定める規則

神戸市立地域交流センター条例（令和7年3月条例第22号）附則第1項本文及び同項第3号に規定する施行期日は、令和8年4月1日とする。

神戸市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月10日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第39号

神戸市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

神戸市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年6月規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>神戸市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則</u> （趣旨）	<u>神戸市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則</u> （趣旨）
第1条 この規則は、 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号。以下「法」という。）及び <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則</u> （平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定め	第1条 この規則は、 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号。以下「法」という。）及び <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則</u> （平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定

るものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）及び省令の例による。

(市長が適切であると認める者)

第3条 省令第76条の25第1項第3号に規定する市長が適切であると認める者は、告示で定める者とする。

(マンションの除却等の必要性に係る認定の申請に要する添付書類)

第4条 省令第76条の25第1項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第163条の56第1項の規定による認定の申請に係るマンションが同条第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを前条の告示で定める者が証する書類

(2)、(3) [略]

2 省令第76条の25第2項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)、(2) [略]

3 省令第76条の25第3項の規定に基

めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）及び省令の例による。

(市長が適切であると認める者)

第3条 省令第49条第1項第3号に規定する市長が適切であると認める者は、告示で定める者とする。

(マンションの除却の必要性に係る認定の申請に要する添付書類)

第4条 省令第49条第1項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第102条第1項の規定による認定の申請に係るマンションが同条第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを前条の告示で定める者が証する書類

(2)、(3) [略]

2 省令第49条第2項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)、(2) [略]

3 省令第49条第3項の規定に基づ

づき、同条第1項第2号に掲げる構造計算書は、同項に規定する除却の必要性に係る認定申請書に添えることを要しないものとする。

(容積率等の特例に係る許可申請に要する添付書類)

第5条 省令第76条の30第1項に規定する規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 法第163条の59第1項の許可を申請する理由を記載した書面

(5)～(8) [略]

き、同条第1項第2号に掲げる構造計算書は、同項に規定する除却の必要性に係る認定申請書に添えることを要しないものとする。

(容積率の特例に係る許可申請に要する添付書類)

第5条 省令第52条第1項に規定する規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 法第105条第1項の許可を申請する理由を記載した書面

(5)～(8) [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月10日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第40号

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則の一部を改正する規則
神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則（平成6年3月規則第107号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(認可申請等)</p> <p>第10条 法第70条第1項又は法第76条の3第2項の規定による認可を受けようとする者は、様式第8号による建築協定認可(変更・廃止)申請書に、それぞれ次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>申請者が申請の対象となる建築協定区域内にある土地の所有者等の代表者であることを示す証明書</u></p>	<p>(認可申請等)</p> <p>第10条 法第70条第1項又は法第76条の3第2項の規定による認可を受けようとする者は、様式第8号による建築協定認可(変更・廃止)申請書に、それぞれ次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>様式第9号による代表者証明書</u> (法第70条第1項の規定による申請の場合に限る。)</p>

(法第70条第1項の規定による申請の場合に限る。)

(5)～(8) [略]

2 市長は、法第73条第1項、法第74条第1項又は法第76条第1項（法第76条の3第4項又は第6項において準用する場合を含む。）の規定により認可をしたときは、様式第10号による建築協定認可通知書により、当該認可に係る申請を行った申請者に通知するものとする。

3 [略]

4 法第74条の2第3項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に、借地権が消滅したことを証する書類及び土地の位置を表示する図面を添えて市長に提出して行わなければならない。

(1) 届出者の住所及び氏名

(2) 建築協定の名称

(3) 建築協定の認可公告年月日

(4) 借地権が消滅した年月日

(5) 土地の所在及び地番

5 法第75条の2第1項又は第2項の規定により建築協定に加わろうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に、土地の所有者（法第75条の2第2項の規定による場合に

(5)～(8) [略]

2 市長は、法第73条第1項、法第74条第1項又は法第76条第1項（法第76条の3第4項又は第6項において準用する場合を含む。）の規定により認可をしたときは、様式第10号による建築協定認可書により当該申請代表者又は申請者に通知するものとする。

3 [略]

4 法第74条の2第3項の規定による届出は、借地権が消滅したことを証する書類及び土地の位置を表示する図書を添付した様式第11号による借地権消滅届を提出して行わなければならない。

5 法第75条の2第1項又は第2項の規定により建築協定に加わろうとする者は、様式第11号の2の建築協定加入届に、土地の所有者（法第75条の2第2項の規定による場合にあって

あつては、土地の所有者等)であることを証する書類及び土地の位置を表示する図面を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の住所及び氏名
- (2) 建築協定の名称
- (3) 建築協定の認可公告年月日
- (4) 土地の所在及び地番

は、土地の所有者等)であることを証する書類及び土地の位置を表示する図面を添えて市長に提出しなければならない。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号（第10条関係）

建築協定認可（変更・廃止）申請書

年 月 日

神戸市長 宛

申請者 住所
氏名
電話

建築基準法 第70条第1項（第74条第1項，第76条第1項）
第76条の3第2項（第74条第1項，第76条第1項）の規定により、建築協定

の認可（変更の認可・廃止の認可）を受けたいので、関係図書を添えて申請します。

1 建築協定の名称					
2 建築協定区域の位置等	所在及び地番				
	用途地域	高度地区			
	防火地域	その他			
3 建築協定区域の面積及び区画数		m ²	区画		
4 建築協定区域隣接地の面積及び区画数		m ²	区画		
5 建築物に関する基準					
6 有効期間					
7 違反があった場合の措置					
8 土地の所有者等の人数	土地の所有者	建築物の所有を目的とする借地権を有する者	法第77条に規定する建築物の借主	合計	
	人	人	人	人	
※受付欄	※認可欄	年 月 日	※特記欄		
		第 号			

備考

- 1 ※の欄は、記入しないでください。
2 4の欄は、建築協定区域隣接地を定める場合に記入してください。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号 削除

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第10条関係）

建築協定認可通知書

第 年 月 日

申請者 様

神戸市長

年 月 日付けで申請のあった建築協定については、

建築基準法 第73条第1項
第74条第2項
第76条の3第4項において準用する同法第73条第1項

の規定により認可しましたので通知します。

1 建築協定の名称	
2 建築協定区域の位置	

様式第11号を次のように改める。

様式第11号 削除

様式第11号の2を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則（以下「旧規則」という。）に定められた様式に従い提出された建築協定認可（変更・廃止）申請書、代表者証明書、借地権消滅届又は建築協定加入届（以下「旧申請書等」という。）は、改正後の神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則（以下「新規則」という。）に定める様式に従い提出された建築協定認可（変更・廃止）申請書、証明書又は届出書（以下「新申請書等」という。）とみなす。
- 3 旧規則第10条第2項の規定に基づき旧規則様式第10号に従い交付された建築協定認可書は、新規則第10条第2項の規定に基づき新規則様式第10号に従い交付された建築協定認可通知書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に存する旧申請書等は、新申請書等とみなして、当分の間、なお使用することができる。

神戸市告示第536号

次の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項に係る有効期間の更新をしたので、同法第51条第5項により準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月10日

神戸市長 久 元 喜 造

法人名	特定非営利活動法人東灘地域助け合いネットワーク
代表者	村山 メイ子
所在地	神戸市東灘区御影本町6丁目15番17号
目的	この法人は、高齢者や障害者をはじめとする地域住民に対し、生活支援・安全活動・子どもの健全育成・環境の保全及び福祉に関する事業を行うことにより地域社会の発展と福祉の向上に寄与することを目的とする。
有効期間	5年間（令和8年1月26日から令和13年1月25日まで）

神戸市告示第537号

地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月10日

神戸市長 久 元 喜 造

1 名称

杉尾台自治会

2 規約に定める目的

本規約は第2条に定める区域における円滑な自治会活動を行う為、それに必要な事項を定めるものとし、次の事項に関する業務を行うものとする。

1. 共用施設の維持管理に関する事項
2. 防犯、衛生、清掃に関する事項
3. 教育、文化、厚生に関する事項
4. 行政協力、交通安全、公害防止に関する事項
5. 集会所の運営、維持、管理、修繕等に関する事項
6. その他本自治会の目的に関する事項

3 区域

この会の区域は神戸市北区杉尾台1丁目及び2丁目とする。

4 主たる事務所

神戸市北区杉尾台2丁目2番8号

5 代表者の氏名

室節 憲吾

6 代表者の住所

神戸市北区杉尾台1丁目11番25号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止

なし

8 職務代行者の選任

なし

9 代理人

なし

10 認可年月日

令和8年3月2日

神戸市告示第538号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、出合自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月10日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	出合自治会
主たる事務所	神戸市西区玉津町出合66番地の1
代表者の氏名	岡本 利彦
代表者の住所	神戸市西区玉津町出合134番地

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 出合自治会

令和3年4月11日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	橋本 喜一	池内 雅弘
代表者の住所	神戸市西区玉津町出合123番地の3	神戸市西区玉津町出合161番地

令和5年4月9日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	池内 雅弘	寺井 敬
代表者の住所	神戸市西区玉津町出合161番地	神戸市西区玉津町出合199番地の1

令和7年4月7日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	寺井 敬	岡本 利彦
代表者の住所	神戸市西区玉津町出合199番地の1	神戸市西区玉津町出合134番地

神戸市告示第539号

令和8年第1回定例会市会で令和8年2月24日議決された令和7年度神戸市各会計補正予算は、次のとおりである。

令和8年3月10日

神戸市長 久 元 喜 造

令和7年度神戸市一般会計補正予算

令和7年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56,662,850千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,079,270,513千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		331,392,422	7,848,744	339,241,166
	1 市民税	158,908,761	7,848,744	166,757,505
8 地方消費税交付金		38,806,992	2,528,627	41,335,619
	1 地方消費税交付金	38,806,992	2,528,627	41,335,619
14 地方交付税		95,243,406	8,492,784	103,736,190
	1 地方交付税	95,243,406	8,492,784	103,736,190
16 分担金及負担金		894,166	104,604	998,770
	1 負担金	893,946	104,604	998,550
17 使用料及手数料		13,709,829	8,627	13,718,456
	1 使用料	9,102,562	8,627	9,111,189
18 国庫支出金		214,776,705	16,407,752	231,184,457
	1 負担金	170,020,408	10,622,489	180,642,897
	2 補助金	42,559,328	5,785,263	48,344,591
19 県支出金		58,757,070	2,520,643	61,277,713
	1 負担金	42,428,590	2,241,212	44,669,802
	2 補助金	12,891,134	279,431	13,170,565
20 財産収入		34,561,188	2,194,105	36,755,293
	2 財産売払収入	19,068,552	2,188,805	21,257,357
	3 基金収入	4,816,250	5,300	4,821,550
21 寄附金		8,603,223	191,000	8,794,223
	1 寄附金	8,603,223	191,000	8,794,223
22 繰入金		36,466,879	793,551	37,260,430
	1 特別会計繰入金	2,187,311	611,949	2,799,260
	2 基金繰入金	34,279,568	181,602	34,461,170
23 繰越金		38,400,001	1,652,366	40,052,367
	1 繰越金	38,400,001	1,652,366	40,052,367
24 諸収入		49,714,047	1,642,047	51,356,094
	1 納付金	4,241,760	81,980	4,323,740
	5 貸付金元利収入	13,602,146	470,000	14,072,146
	7 雑入	24,948,780	1,090,067	26,038,847
25 市 債		74,426,000	12,278,000	86,704,000
	1 市 債	74,426,000	12,278,000	86,704,000
歳 入	合 計	1,022,607,663	56,662,850	1,079,270,513

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		2,054,367	72,000	2,126,367
	1 議会費	2,054,367	72,000	2,126,367
2 総務費		64,949,083	2,266,920	67,216,003
	1 総務費	42,457,426	△94,843	42,362,583
	2 企画費	11,773,124	2,276,966	14,050,090
	3 徴税費	5,514,737	72,797	5,587,534
	4 財産管理費	2,144,960	12,000	2,156,960
3 市民費		29,219,689	906,270	30,125,959
	1 市民費	27,068,198	545,719	27,613,917
	2 施設整備費	2,151,491	360,551	2,512,042
4 民生費		337,637,064	18,444,124	356,081,188
	1 民生総務費	32,445,555	2,032,950	34,478,505
	2 生活保護費	75,689,624	5,221,585	80,911,209
	3 こども家庭費	127,005,639	6,662,244	133,667,883
	4 障害者福祉費	83,235,076	4,014,000	87,249,076
	5 老人福祉費	7,890,659	43,345	7,934,004
	7 民生施設整備費	10,941,777	470,000	11,411,777
5 衛生費		41,544,943	560,205	42,105,148
	2 公衆衛生費	15,631,355	356,265	15,987,620
	3 環境衛生費	2,007,881	203,940	2,211,821
6 環境費		27,456,680	687,047	28,143,727
	1 環境総務費	10,292,947	281,900	10,574,847
	4 環境施設整備費	7,128,311	405,147	7,533,458
7 商工費		7,771,975	1,464,867	9,236,842
	1 商工振興費	6,736,261	1,353,867	8,090,128
	2 貿易観光費	1,035,714	111,000	1,146,714
8 農政費		4,141,989	664,572	4,806,561
	2 農政総務費	2,138,677	36,700	2,175,377
	3 生産振興費	1,318,936	571,692	1,890,628
	4 農林土木費	507,179	56,180	563,359
9 土木費		52,786,825	5,879,805	58,666,630
	1 土木総務費	5,856,889	215,600	6,072,489
	2 道路橋梁費	7,509,846	92,031	7,601,877
	3 道路橋梁整備費	20,502,761	3,239,192	23,741,953
	4 公園緑地費	6,342,606	1,212,362	7,554,968
	5 公園緑地整備費	5,823,881	1,026,740	6,850,621
	6 河川砂防費	2,774,222	60,000	2,834,222

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 海岸保全費	1,246,620	33,880	1,280,500
10 都市計画費		64,979,959	△1,112,838	63,867,121
	1 都市計画総務費	60,763,707	△1,156,838	59,606,869
	3 再開発事業費	3,015,807	2,000	3,017,807
	4 街路事業費	1,101,240	42,000	1,143,240
11 住宅費		5,395,602	21,000	5,416,602
	1 住宅総務費	5,395,602	21,000	5,416,602
12 消防費		23,743,864	452,065	24,195,929
	1 消防費	23,743,864	452,065	24,195,929
13 教育費		142,547,128	16,328,625	158,875,753
	1 教育総務費	10,979,393	585,000	11,564,393
	2 教育振興費	1,565,411	1,297,400	2,862,811
	3 幼稚園費	2,116,820	1,354	2,118,174
	4 小学校費	49,161,978	2,855,427	52,017,405
	5 中学校費	26,035,195	546,366	26,581,561
	6 高等学校費	5,925,107	103,197	6,028,304
	7 特別支援学校費	8,597,433	578,011	9,175,444
	8 高等専門学校費	2,618,039	234,737	2,852,776
	9 看護大学費	1,151,476	212,731	1,364,207
	10 外国語大学費	1,183,867	130,971	1,314,838
	13 学校建設費	15,187,638	9,783,431	24,971,069
15 諸支出金		217,783,494	10,028,188	227,811,682
	1 繰出金	210,198,934	6,909,274	217,108,208
	2 雑出	7,584,560	3,118,914	10,703,474
歳出	合計	1,022,607,663	56,662,850	1,079,270,513

第 2 表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後		
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額	
1 議 会 費	1 議 会 費	-	-	市 会 議 事 堂 整 備	72,000	
2 総 務 費	1 総 務 費	-	-	避 難 所 非 常 用 電 源 更 新	23,777	
		-	-	防 犯 カ メ ラ 事 業 推 進	177,634	
		-	-	防 災 行 政 無 線 高 度 化	15,800	
		-	-	防 災 服 配 備	15,000	
		-	-	本 庁 舎 2 号 館 再 整 備	263,583	
		-	-	本 庁 舎 1 号 館 改 修 等	666,580	
		2 企 画 費	-	-	学 生 に よ る 高 齢 者 等 へ の ス マ ホ 相 談 窓 口 拡 充	105,583
			-	-	第 三 次 仮 想 化 基 盤 構 築	1,622,874
			-	-	文 書 管 理 ・ 電 子 決 済 シ ス テ ム O S 更 新	105,753
			-	-	庁 内 電 話 更 新	102,756
			-	-	文 書 編 集 ツ ー ル 調 達	65,450
			-	-	あ じ さ い ネ ッ ト 施 設 追 加	20,015
			-	-	学 生 食 堂 を 通 じ た 支 援	325,000
			-	-	地 域 再 生	15,000
			-	-	人 材 育 成 拠 点 整 備	4,000
			-	-	課 税 シ ス テ ム 改 修 等	114,377
	3 徴 税 費	-	-	宅 地 供 給	12,000	
4 財 産 管 理 費	-	-	営 繕	34,500		
		営 繕	28,500			
3 市 民 費	1 市 民 費	-	-	海 外 移 住 と 文 化 の 交 流 セ ン タ ー 改 修	68,337	
		-	-	慰 霊 と 復 興 の モ ニ ュ メ ン ト 改 修	20,700	
		-	-	区 庁 舎 改 修	277,874	
		-	-	住 民 記 録 シ ス テ ム 改 修	48,772	
		-	-	北 区 文 化 セ ン タ ー 再 整 備	1,431,976	
		-	-	新 ・ 神 戸 文 化 ホ ー ル 整 備	1,048,770	
		-	-	旧 ハ ン タ ー 住 宅 ・ 旧 山 口 邸 整 備	65,000	
		-	-	北 区 図 書 館 再 整 備	646,699	
		-	-	三 宮 図 書 館 整 備	87,010	
		-	-	王 子 弓 道 場 等 整 備	218,510	
		-	-	東 灘 体 育 館 再 整 備	25,000	
		2 施 設 整 備 費	文 化 施 設 改 修	1,261,003	文 化 施 設 改 修	1,482,418
			-	-	中 央 図 書 館 施 設 改 修	97,684
			-	-	博 物 館 施 設 改 修	27,097
			ス ポ ー ツ 施 設 改 修	221,478	ス ポ ー ツ 施 設 改 修	331,308
			-	-	公 民 館 施 設 改 修	68,136
	4 民 生 費	1 民 生 総 務 費	-	-	鉄 道 駅 舎 EV 等 設 置 補 助	34,000

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
		-	-	社会福祉施設運営支援	552,000
		-	-	生活保護費補償	104,150
		-	-	生活困窮者向け会食料品等配布	750,000
		-	-	食支援を通じた生活相談支援	48,500
		-	-	公共保管庫確保	9,000
	2 生活保護費	-	-	生活保護費補償	4,507,581
	3 こども家庭費	-	-	物価高対応子育て応援手当	197,059
		-	-	こべっこウェルカム定期便	86,000
		-	-	児童養護施設等退所者支援	6,000
		-	-	こども食堂への食物品資支給	7,200
		-	-	子育て世帯への食を通じたつながり支援	53,560
		-	-	性被害防止対策に係る設備等支援	9,175
		-	-	学童保育施設整備	65,281
	5 老人福祉費	-	-	敬老割引実証実験補助	15,206
	7 民生施設整備費	-	-	老人福祉施設整備	197,726
		民生施設整備	212,106	民生施設整備	231,336
		障害福祉施設整備	660,388	障害福祉施設整備	791,509
		-	-	児童福祉施設整備等	94,907
		-	-	既存施設の老朽対策・耐震化	298,062
		-	-	北区文化センター再整備	230,964
5 衛生費	1 衛生総務費	-	-	西神戸医療センター狭隘化対策	194,000
		-	-	こうべ市歯科センター運営	5,000
	2 公衆衛生費	-	-	灘保健センター分室事業	13,200
	3 環境衛生費	-	-	健康科学研究所改修	161,910
		-	-	鶴越斎場・甲南斎場火葬炉整備	60,000
		-	-	墓園改修	28,500
6 環境費	1 環境総務費	-	-	フードシェアリングサービス利用促進	281,900
		-	-	喫煙所整備	15,000
	2 環境保全費	-	-	KOBE 備長炭実証事業	33,000
		-	-	電気自動車普及促進補助	14,000
	4 環境施設整備費	-	-	事業所改修	75,900
		-	-	クリーンセンター等改修	394,247
7 商工費	1 商工振興費	-	-	食支援事業	41,200
		-	-	就職氷河期世代・シニア就労の促進	56,000
		-	-	エネルギー価格高騰対策・設備更新補助	446,000
		-	-	省力化を促進する製品研究・開発・実証補助金	150,000
		-	-	中小企業DX推進事業	21,250

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		-	-	求職者等と市内企業の 合同企業説明会の開催	13,500
		-	-	海外ビジネス支援	31,332
		-	-	日本青年会議所全国大会を 活用した市内産業魅力発信	20,000
		-	-	ものづくり工場等改修	250,006
		-	-	産業振興センター内 防火シャッター改修	12,526
		-	-	神戸ファッション美術館 空調機器更新	325,459
	2 貿易観光費	-	-	有馬温泉地域における 人材確保策の推進	77,000
		-	-	観光等プロモーション	22,000
		-	-	ナイトタイムエコノミーの 推 進	5,000
		-	-	須磨一ノ谷プラザの利活用	1,000
		-	-	観光危機管理対策 実施のための体制構築	7,000
		-	-	老朽家屋等対策	15,000
8 農 政 費	2 農政総務費	-	-	担い手確保・ 経営強化支援	26,000
		-	-	里山住宅の供給検討	9,000
		-	-	旧農業公園再整備	388,058
		-	-	六甲山牧場改修	80,580
		-	-	自然環境活用センター改修	1,700
	3 生産振興費	-	-	燃油高騰緊急対策	15,000
		-	-	市内産農水産物の購入支援	60,000
		-	-	神戸北大型米貯蔵・ 出荷調整施設改修	177,394
		-	-	輸出対応清酒製造施設整備	38,260
		-	-	漁港施設等整備	343,500
		-	-	フルーツフラワーパーク 改 修	18,426
	4 農林土木費	-	-	ため池整備	155,000
9 土 木 費	1 土木総務費	-	-	車 両 買 替	70,000
	2 道路橋梁費	-	-	道 路 橋 梁	56,000
		-	-	街 灯 補 修	167,303
	3 道路橋梁 整備費	-	-	道 路 調 査	34,700
		-	-	広域幹線道路対策	750,000
		-	-	道 路 改 良	4,311,476
		-	-	道 路 補 修	883,311
		-	-	橋 梁 整 備	2,093,412
		-	-	交通安全施設整備	3,001,199
		-	-	街 路 築 造	782,396
	4 公園緑地費	-	-	公 園 管 理	1,197,500
		有料公園等管理	30,000	有料公園等管理	56,862
	5 公園緑地 整備費	公 園 整 備	130,000	公 園 整 備	3,463,981

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
		-	-	森林整備	197,600
		-	-	緑化推進	121,000
	6 河川砂防費	-	-	河川改修	576,681
		-	-	治山砂防	566,280
	7 海岸保全費	海岸保全施設整備	708,000	海岸保全施設整備	846,880
10 都市計画費	1 都市計画 総務費	都市再整備	4,558,346	都市再整備	5,193,554
		公共交通体系整備	57,602	公共交通体系整備	190,942
		内陸臨海振興	293,000	内陸臨海振興	694,600
	3 再開発事業費	再開発事業促進	239,100	再開発事業促進	286,120
		-	-	都市景観等整備	2,000
	4 街路事業費	街路立体交差	100,042	街路立体交差	142,042
11 住宅費	1 住宅総務費	住環境整備	360,706	住環境整備	363,986
		-	-	空き家活用支援	50,000
12 消防費	1 消防費	-	-	灘消防署建替	335,220
		-	-	消防庁舎整備	91,800
		-	-	女性職員用施設整備	21,000
		-	-	職員の勤務環境整備	55,565
		-	-	北神消防署整備	8,000
		-	-	消防団施設維持管理	5,500
		-	-	消防指令・情報システム 構築業務	15,125
		-	-	消防学校改修	343,175
13 教育費	2 教育振興費	-	-	コベカツの推進	551,561
	8 高等専門 学校費	-	-	神戸市立工業高等専門学校 施設整備等	212,140
		-	-	神戸高専地域共創	801,815
	9 看護大学費	-	-	看護大学運営費負担金	212,731
	13 学校建設費	-	-	小学校建設	1,623,561
		-	-	学校園跡地活用	236,833
		-	-	土砂災害対策・ 水道直圧化等	374,262
		-	-	大規模・長寿命化改修	8,696,821
		-	-	空調更新整備	428,979
		-	-	エレベーター新設	375,659
		-	-	教職員の職場環境改善	53,710
	14 教育施設 整備費	-	-	神出自然教育園整備	26,200

第3表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指定管理等(魚崎南地域交流センターほか)	令和7～10年度	1,094,000
指定管理(洞川教育キャンプ場)	令和7～8年度	8,000
指定管理(三宮図書館)	令和7～8年度	77,000
指定管理(在宅障害者福祉センター)	令和7～12年度	834,000
指定管理(魚崎サービス事業所)	令和7～9年度	3,000
指定管理(しあわせの村)	令和7～9年度	2,766,000
準用河川等改修	令和7～8年度	4,000
指定管理(甲南山手駅前自転車駐車場ほか)	令和7～8年度	617,000
放置自転車対策事業	令和7～8年度	234,000
指定管理等(布引公園管理)	令和7～11年度	1,470,000
教員採用選考申込管理システム運用保守	令和7～9年度	3,000

第4表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民生施設整備事業	2,935,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	2,944,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
保健衛生施設整備事業	625,000				970,000			
環境工場整備事業	3,731,000				3,834,000			
事業所等整備事業	110,000				166,000			
道路整備事業	11,342,000				12,579,000			
公園整備事業	3,112,000				3,570,000			
河川砂防整備事業	1,940,000				1,960,000			
街路事業	6,514,000				6,580,000			
消防施設整備事業	5,194,000				5,219,000			
学校教育施設整備事業	6,258,000				14,465,000			
社会教育施設整備事業	2,405,000				2,503,000			
文化施設等整備事業	5,393,000				5,823,000			
商工施設等整備事業	867,000				1,170,000			
漁業施設整備事業	101,000				239,000			
農業基盤整備事業	153,000				159,000			
水道事業会計出資金	98,000				875,000			

令和7年度神戸市市場事業費補正予算

令和7年度神戸市市場事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,081,474千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(市債の補正)

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 市 債		1,463,000	117,000	1,580,000
	1 市 債	1,463,000	117,000	1,580,000
歳 入 合 計		3,964,474	117,000	4,081,474

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		3,400,857	117,000	3,517,857
	3 施設整備費	1,815,696	117,000	1,932,696
歳 出 合 計		3,964,474	117,000	4,081,474

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 事 業 費	3 施設整備費	本場予防保全(青果卸売棟外壁改修他工事)	117,000
		東部市場内消防設備更新工事	61,000

第 3 表 市 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場整備事業	1,463,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	1,580,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

令和7年度神戸市国民健康保険事業費補正予算

令和7年度神戸市国民健康保険事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,617,142千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147,995,308千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険収入		146,378,166	1,617,142	147,995,308
	3 県支出金	102,649,119	339,381	102,988,500
	5 繰越金	1	1,277,761	1,277,762
歳 入 合 計		146,378,166	1,617,142	147,995,308

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険費		146,378,166	1,617,142	147,995,308
	2 保険給付費	100,108,362	339,381	100,447,743
	5 諸支出金	1,265,203	1,277,761	2,542,964
歳 出 合 計		146,378,166	1,617,142	147,995,308

令和7年度神戸市駐車場事業費補正予算

令和7年度神戸市駐車場事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193,219千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,301,939千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(市債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的及び限度額	駐車場事業	40,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業収入		1,108,719	13,000	1,121,719
	1 使用料及手数料	947,590	7,700	955,290
	2 諸収入	161,129	5,300	166,429
2 繰越金		1	100,219	100,220
	1 繰越金	1	100,219	100,220
3 国庫支出金		0	40,000	40,000
	1 補助金	0	40,000	40,000
4 市 債		0	40,000	40,000
	1 市 債	0	40,000	40,000
歳 入 合 計		1,108,720	193,219	1,301,939

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 駐車場事業費		1,108,720	193,219	1,301,939
	1 運営費	1,108,720	193,219	1,301,939
歳 出 合 計		1,108,720	193,219	1,301,939

第 2 表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
1 駐車場事業費	1 運営費	駐車場設備整備	145,000	駐車場設備整備	363,400

第 3 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新長田駐車場管理委託	令和7～8年度	33,000

令和7年度神戸市介護保険事業費補正予算

令和7年度神戸市介護保険事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,127,507千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167,335,515千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		36,680,976	121,129	36,802,105
	2 国庫補助金	10,972,878	121,129	11,094,007
3 県支出金		22,031,812	507,276	22,539,088
	1 県負担金	20,477,559	507,276	20,984,835
4 支払基金交付金		40,266,315	947,312	41,213,627
	1 支払基金交付金	40,266,315	947,312	41,213,627
5 繰入金		26,851,590	3,729,329	30,580,919
	1 一般会計繰入金	24,841,590	559,700	25,401,290
	2 基金繰入金	2,010,000	3,169,629	5,179,629
6 繰越金		1	5,822,461	5,822,462
	1 繰越金	1	5,822,461	5,822,462
歳 入 合 計		156,208,008	11,127,507	167,335,515

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		3,855,475	242,258	4,097,733
	1 総務費	3,855,475	242,258	4,097,733
2 保険給付費		141,527,434	3,508,564	145,035,998
	1 保険給付費	141,527,434	3,508,564	145,035,998
4 基金積立金		69,162	5,822,461	5,891,623
	1 基金積立金	69,162	5,822,461	5,891,623
5 諸支出金		48,611	1,554,224	1,602,835
	1 諸支出金	48,611	1,554,224	1,602,835
歳 出 合 計		156,208,008	11,127,507	167,335,515

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 総 務 費	1 総 務 費	介護保険システム改修	242,258

令和7年度神戸市後期高齢者医療事業費補正予算

令和7年度神戸市後期高齢者医療事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,584,935千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療事業収入		50,484,935	1,100,000	51,584,935
	1 後期高齢者医療保険料	23,958,566	1,100,000	25,058,566
歳 入 合 計		50,484,935	1,100,000	51,584,935

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療事業費		50,484,935	1,100,000	51,584,935
	2 納付金	49,095,354	1,100,000	50,195,354
歳 出 合 計		50,484,935	1,100,000	51,584,935

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 後期高齢者医療事業費	1 事務費	後期高齢システム再構築	26,268

令和7年度神戸市空港整備事業費補正予算

令和7年度神戸市空港整備事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,098,055千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,427,317千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的及び限度額	空港整備事業	64,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 空港整備事業収入		272,000	226,000	498,000
	1 繰入金	272,000	162,000	434,000
	2 市 債	0	64,000	64,000
2 空港管理事業収入		3,057,262	1,872,055	4,929,317
	6 諸収入	423,433	1,872,055	2,295,488
歳 入 合 計		3,329,262	2,098,055	5,427,317

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 空港整備事業費		3,329,262	2,098,055	5,427,317
	2 空港整備事業費	272,000	226,000	498,000
	3 空港管理事業費	2,938,689	1,872,055	4,810,744
歳 出 合 計		3,329,262	2,098,055	5,427,317

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 空港整備事業費	2 空港整備事業費	神戸空港機能強化	226,000

令和7年度神戸市公債費補正予算

令和7年度神戸市公債費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,668,776千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ320,798,221千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		228,354,445	5,668,776	234,023,221
	1 他会計繰入金	174,466,708	5,668,776	180,135,484
歳入合計		315,129,445	5,668,776	320,798,221

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		315,129,445	5,668,776	320,798,221
	1 公債費	315,129,445	5,668,776	320,798,221
歳出合計		315,129,445	5,668,776	320,798,221

令和7年度神戸市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度神戸市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和7年度神戸市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量中建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要補正」による。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条中「24,000,109千円」を「24,078,265千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 公共下水道資本的収入	12,645,690千円	3,877,660千円	16,523,350千円
第1項 企 業 債	6,553,000千円	1,927,000千円	8,480,000千円
第2項 国 庫 支 出 金	5,357,281千円	1,950,660千円	7,307,941千円
	支	出	
第1款 公共下水道資本的支出	36,591,595千円	3,955,816千円	40,547,411千円
第1項 建 設 改 良 費	22,210,833千円	3,955,816千円	26,166,649千円

(企業債)

第4条 予算第6条中「6,659,000千円」を「8,586,000千円」に改める。

第1表 建設改良事業概要補正

(単位：千円)

事業名	補正前		補正後	
	既決予定額	事業概要	補正後予定額	事業概要
処理場建設	3,134,408	東灘処理場 西部処理場 垂水処理場 ポートアイランド処理場	5,565,868	東灘処理場 西部処理場 垂水処理場 ポートアイランド処理場
汚水幹枝線布設	9,021,606	東灘処理区 中央処理区 鈴蘭台処理区 垂水処理区 玉津処理区 武庫川上流処理区	9,810,382	東灘処理区 中央処理区 鈴蘭台処理区 垂水処理区 玉津処理区 武庫川上流処理区
雨水幹枝線布設	1,932,380	東灘排水区 中部排水区 西部排水区 垂水排水区 武庫川排水区	2,198,680	東灘排水区 中部排水区 西部排水区 垂水排水区 武庫川排水区
処理施設等整備	6,516,416	処理場及びポンプ場の 施設改良 建設改良部門職員の給 料、職員手当等	6,985,696	処理場及びポンプ場の施 設改良 建設改良部門職員の給 料、職員手当等
合計	22,442,877		26,398,693	

令和7年度神戸市港湾事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度神戸市港湾事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和7年度神戸市港湾事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量中建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要補正」による。

(収益的支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第3款 空港島事業費	544,000千円	2,730千円	546,730千円
第1項 営業費用	540,863千円	2,730千円	543,593千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	49,261,418千円	2,652,068千円	51,913,486千円
第1項 企業債	17,498,500千円	773,000千円	18,271,500千円
第2項 他会計繰入金	10,110,685千円	140,000千円	10,250,685千円
第3項 他会計補助金	8,762,900千円	65,000千円	8,827,900千円
第8項 雑収入	2,094,250千円	1,674,068千円	3,768,318千円
	支	出	
第1款 資本的支出	56,953,921千円	2,652,068千円	59,605,989千円
第1項 建設改良費	23,279,519千円	838,000千円	24,117,519千円
第2項 投資	18,021,440千円	1,814,068千円	19,835,508千円

(企業債)

第5条 予算第6条中「17,498,500千円」を「18,271,500千円」に改める。

第 1 表 建設改良事業概要補正

(単位：千円)

事業名	補 正 前		補 正 後	
	既決予定額	事業概要	補正後予定額	事業概要
港湾直轄事業費 負担金	6,568,000	高規格コンテナターミナル整備 大阪湾岸道路西伸部の整備促進等	7,146,000	高規格コンテナターミナル整備 大阪湾岸道路西伸部の整備促進等
其他建設改良	8,911,651	港湾施設の照明LED化 ポートアイランド（第2期）埠頭用地整備等	9,171,651	港湾施設の照明LED化 ポートアイランド（第2期）埠頭用地整備等
合 計	23,279,519		24,117,519	

令和7年度神戸市自動車事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度神戸市自動車事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度神戸市自動車事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 自動車事業収益	11,984,013千円	5,212千円	11,989,225千円
第2項 営業収益	10,671,992千円	5,212千円	10,677,204千円
	支	出	
第1款 自動車事業費	11,745,630千円	5,212千円	11,750,842千円
第1項 営業費用	11,442,021千円	5,212千円	11,447,233千円

(他会計からの補助金)

第3条 予算第9条中「2,018,480千円」を「2,023,692千円」に改める。

令和7年度神戸市高速鉄道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度神戸市高速鉄道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度神戸市高速鉄道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 高速鉄道事業収益	27,016,483千円	9,573千円	27,026,056千円
第1項 営業収益	23,307,916千円	9,573千円	23,317,489千円
	支	出	
第1款 高速鉄道事業費	31,286,846千円	9,573千円	31,296,419千円
第1項 営業費用	29,152,227千円	9,573千円	29,161,800千円

(他会計からの補助金)

第3条 予算第9条中「4,202,777千円」を「4,212,350千円」に改める。

令和7年度神戸市水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度神戸市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和7年度神戸市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量中建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要補正」による。

(資本的収入及び資本的支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	19,682,338千円	2,531,050千円	22,213,388千円
第1項 企業債	10,400,000千円	1,000,000千円	11,400,000千円
第3項 国庫補助金	213,514千円	668,475千円	881,989千円
第5項 一般会計繰入金	107,256千円	777,000千円	884,256千円
第7項 基金繰入金	6,128,317千円	85,575千円	6,213,892千円
	支	出	
第1款 資本的支出	27,976,474千円	2,531,050千円	30,507,524千円
第1項 建設改良費	25,855,484千円	2,531,050千円	28,386,534千円

(企業債)

第4条 予算第6条中「10,400,000千円」を「11,400,000千円」に改める。

第 1 表 建設改良事業概要補正

(単位：千円)

事業名	補 正 前		補 正 後	
	既 決 予 定 額	事 業 概 要	補 正 後 予 定 額	事 業 概 要
基幹施設整備工事	11,365,223	上ヶ原浄水場再整備事業、奥畑妙法寺連絡管整備工事等	13,673,023	上ヶ原浄水場再整備事業、奥畑妙法寺連絡管整備工事等
配水管整備増強工事	9,591,878	配水管の新設、取替、増径及び移設工事 口径50～800ミリメートル 延長42.4キロメートル ふくそう管統合工事	9,815,128	配水管の新設、取替、増径及び移設工事 口径50～800ミリメートル 延長42.4キロメートル ふくそう管統合工事
合 計	25,855,484		28,386,534	

神戸市告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年3月11日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年3月24日まで一般の縦覧に供する。

令和8年3月10日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	舞子停車場線	神戸市西区春日台5丁目174番10地先から 神戸市春日台5丁目54番地地先まで	新	27.00	最大 27.40 最小 16.80
			旧	27.00	最大 23.00 最小 16.80

神戸市公告

次に掲げる土地区画整理事業の施行に関して、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第2項の規定により、施行者が発した仮換地の使用収益開始日の通知について、施行者が書類の送付に代えてその書類の内容の公告をするにあたり、同法第133条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により施行者から公告すべき内容の通知がありましたので、同法第77条第6項の規定により次のとおり掲示がされている旨を公告します。

令和8年3月2日

神戸市長 久 元 喜 造

1 土地区画整理事業の名称及び施行者

南部大阪都市計画事業

大和川左岸（三宝）土地区画整理事業

施行者 独立行政法人都市再生機構西日本支社 支社長 高原 功

2 掲示内容

次の表に掲げる者に対する法第99条第2項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知の内容

書類の送付を受けるべき者	
氏名	判明している最後の住所
音田 忠信	兵庫県神戸市中央区神若通5丁目2番22号 小河文化2階南側

3 掲示場所

- (1) 施行区域内の仮換地14—2街区の2画地先
- (2) 独立行政法人都市再生機構西日本支社堺都市再生事務所
- (3) 独立行政法人都市再生機構ウェブサイトへの掲載

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年3月10日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	大沢町日西原	畑ケ中	54番1	152㎡	農用地区域から除外する。

神戸市公告

平成8年7月9日付けで決定のあった神戸国際港都建設事業新長田駅北地区震災復興土地地区画整理事業の事業計画を令和8年3月10日付けで変更したので、土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年3月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 土地地区画整理事業の名称及び事務所の所在地
神戸国際港都建設事業新長田駅北地区震災復興土地地区画整理事業
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 2 事業計画の決定の年月日
平成8年7月9日
- 3 事業施行期間についての変更に係る事項
「平成8年7月9日から令和8年3月31日まで」を「平成8年7月9日から令和13年3月31日まで」に変更
- 4 変更の年月日
令和8年3月10日

神戸市公告

平成8年11月6日付けで決定のあった神戸国際港都建設事業六甲道駅北地区震災復興土地区画整理事業の事業計画を令和8年3月10日付けで変更したので、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年3月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 土地区画整理事業の名称及び事務所の所在地
神戸国際港都建設事業六甲道駅北地区震災復興土地区画整理事業
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 2 事業計画の決定の年月日
平成8年11月6日
- 3 事業施行期間についての変更に係る事項
「平成8年11月6日から令和8年3月31日まで」を「平成8年11月6日から令和13年3月31日まで」に変更
- 4 変更の年月日
令和8年3月10日

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和8年3月10日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市灘区大土平町1丁目20番4、20番5、20番6、20番7、20番8、20番9、20番10、20番11、20番12、20番13、20番14、20番15、20番16、30番1

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区栄町通4丁目2番13号

和田興産株式会社

代表取締役 溝本 俊哉

許可番号

令和7年3月14日 第8236号

（変更許可 令和7年12月3日 第2260号

変更許可 令和7年12月16日 第2262号

変更許可 令和8年2月13日 第2274号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区泉が丘5丁目1361番1、1361番2

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県明石市大久保町大窪497番地1

関西住宅販売株式会社

代表取締役 横野 修三

許可番号

令和7年9月26日 第8263号

（変更許可 令和8年1月19日 第2267号

変更許可 令和8年2月17日 第2276号）

神戸市選告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和8年3月10日

神戸市選挙管理委員会

委員長 北 川 道 夫

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>24,580</u>
2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>204,834</u>
3 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>253,625</u>
4 神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
東灘区	<u>57,088</u>
灘区	<u>35,905</u>
中央区	<u>37,221</u>
兵庫区	<u>30,267</u>
北区	<u>58,029</u>
長田区	<u>25,374</u>
須磨区	<u>43,029</u>
垂水区	<u>58,258</u>
西区	<u>64,499</u>